

農政部公共事業評価会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県公共事業評価システム実施要綱(以下「要綱」という。)第8条第1項の規定により設置される「山梨県公共事業評価会議(以下「評価会議」という。)の組織、運営に関する事項を定める。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 対象事業について評価を行い、事業の実施、継続の是非、改善措置等の対応方針の決定を行うこと。なお、各評価における評価内容は次のとおりとする。

- イ 事前評価 事業実施の妥当性及び優先度
- ロ 再評価 事業継続の妥当性及び時間管理の状況
- ニ 事後評価 事業の成果の達成度、環境影響度及び改善措置の必要度

(2) 評価の手法等公共事業評価に必要と認められる事項

(構成)

第3条 評価会議は、部長の主宰のもとに、次長、技監、農政総務課長、耕地課長をもって構成する。

2 部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(進行及び庶務)

第4条 評価会議の進行は、農政部部付主幹が行う。

2 評価会議の庶務は、耕地課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。